主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人佐々川知治の上告理由第一点ないし第三点について。

所論の点に関する原審の認定判断はすべて正当で、原判決に所論の違法はなく、 論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官